

令和2年6月16日招集

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和2年6月18日)

若桜町議会事務局

令和2年第4回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和2年6月18日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	にぎわい創出課長	川戸 康之
	税務課長	前田 弥生	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	保健センター所長	山根 葉子
	会計管理者	上川 恭子	ふるさと創生課長	谷本 剛

会議の顛末

本会議（6月18日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第54号 専決処分の承認について、専決第6号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第54号 専決処分の承認について、専決第6号 若桜町税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は承認することに決定しました。

日程第2

議案第55号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第55号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第56号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第56号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第57号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第57号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第58号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第58号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第59号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第59号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第60号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第60号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第61号 若桜町国民健康保健税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第61号 若桜町国民健康保健税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第62号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第62号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第63号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第63号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり

可決されました。

日程第 1 1

議案第 6 4 号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 4 号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議案第 6 5 号 訴訟の提起について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 5 号 訴訟の提起について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3

議案第 6 6 号 若桜町農業委員会の委員の任命につき認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者が委員の過半数を占めることを要しないことについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 6 6 号 若桜町農業委員会の委員の任命につき認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者が委員の過半数を占めることを要しないことについて、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時、休憩します。

(追加日程 配布)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 6 7 号から議案第 7 8 号までの 1 2 議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加

日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第67号から議案第78号までを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第67号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第67号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響及び財政状況を鑑み、みずから身を削り、痛みを分かち合うことが必要であると判断し、特別職の期末手当を減額するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第67号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2

議案第68号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題とします。提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第68号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、でございますが、若桜町固定資産評価審査委員に、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地、氏名 青木勉、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第68号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第3

議案第69号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第70号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第71号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第72号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第73号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第74号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第75号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第76号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第77号 若桜町農業委員会の委員の任命について、議案第78号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案69号 若桜町農業委員会の委員の任命について、でございますが、若桜町農業委員会の委員に、次の者を任命したいと思いますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字三倉〇〇番地、氏名 盛田敬一、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

なお、議案第70号から議案第78号の件名及び提案理由は、議案第69号と同じでご

ざいますので、以降は住所、氏名、生年月日のみのご説明とさせていただきます。

議案第70号、住所、八頭郡若桜町大字屋堂羅〇〇番地、氏名、伊井野孝一、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第71号、住所、八頭郡若桜町大字香田〇〇番地、氏名、浅井裕、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第72号、住所、八頭郡若桜町大字吉川〇〇番地、氏名、津村光明、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第73号、住所、八頭郡若桜町大字大野〇〇番地、氏名、西山博文、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第74号、住所、八頭郡若桜町大字中原〇〇番地、氏名、永原聡、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第75号、住所、八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地、氏名、山本義紀、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第76号、住所、八頭郡若桜町大字糸白見〇〇番地、氏名、藪田道正、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第77号、住所、八頭郡若桜町大字香田〇〇番地、氏名、小林正樹、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

議案第78号、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地、氏名、田中圭子、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第69号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第69号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第70号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第70号若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第71号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第71号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第72号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第72号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第73号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第73号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第74号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第74号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第75号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第75号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第76号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第76号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第77号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第77号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第78号 若桜町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第78号 若桜町農業委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14

陳情第6号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第7号 教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書、陳情第8号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める陳情を、一括して議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山根政彦議員。

議員(山根政彦)

若桜町議会報告第12号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第6号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

2、処理の経過。令和2年6月16日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、同日に委員会を開催いたしました。今回の陳情書については、前回までに慎重に審議した内容とおおむね同様の願意であると判断しましたので、審査しないこととしました。

若桜町議会報告第13号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第7号 教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書。

2、処理の経過、令和2年6月16日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、同日に委員会を開催しました。今回の陳情書については、前回までに慎重に審議し、採択すべきものと決定し、意見書も提出している内容とおおむね同様の願意であると判断しましたので、審査しないこととしました。

若桜町議会報告第14号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第8号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書。

2、処理の経過、令和2年6月16日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、同日に委員会を開催しました。今回の陳情書については、前回までに慎重に審議し、採択すべきものと決定し、意見書も提出している内容とおおむね同様の願意であると判断しましたので、審査しないこととしました。

若桜町議会報告第15号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める陳情。

2、処理の経過、令和2年6月16日の本会議において当委員会に付託された上記案件

を審査するため、同日に委員会を開催しました。今回の陳情書については、前回までに慎重に審議し、採択すべきものと決定し、意見書も提出している内容とおおむね同様の願意であると判断しましたので、審査しないこととしました。以上です。

議長（川上守）

日程第15

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の既定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第16

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の既定により、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回若桜町議会定例会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会